

そういうことを保障させるという意味で、障害に基づく不利益保障という観点で社会保障制度、障害者に対する施策というのを主張していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

その上で1つは、年金や保険というものを税に一元化する。これは民主党なんかもそういう議論をしていますが、この税制への一元化というのは可能なのか、妥当なんだろうかという議論をもう少しすべきじゃないか。今の年金制度、あるいは保険制度というのは非常に複雑で、介護保険なんかかなりこれのごまかしをやられていると思うんですね。だから、すっきりするのは、税制一元化のほうがすっきりするんですけども、はたしてこれで妥当なのかという議論は、もう少し掘り下げる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから介護保険ですね。契約制度というのを社会保障の中で出されたわけですけども、その契約という方式が妥当なのかどうかという議論も、もう一度する必要があるんじゃないか。措置というこの行政主導の制度には、当然疑問があるわけです。問題があるんですけども、措置か契約かという二者択一の議論が妥当かどうか。それで十分カバーしきれるのかどうか。これももう少し掘り下げの議論が必要なんじゃないかというふうに思います。

それから3点目は、いわゆる国と自治体の役割分担ですね。これがどうあるべきなのか。この自立支援法でも市町村の役割というのを強調しているわけですけども、財源がきちんと保障されないと、当然市町村には何も力がないわけですね。ですから、国と市町村の役割分担と税源についてももう少し論議を掘り下げる必要があるんじゃないか。

それから4つ目が、当事者の参画のあり方、あるいはオンブズパーソン、第三者機関。つまり、先ほどの措置にかかわる問題ですけれども、当事者がどこまできちんと選択権、決定権を持てるのか。どこで当事者によるチェック機能を働かせるのか。あるいは、第三者機関と言われる機関だってどうあるべきなのか。厚労省が打ち出している第三者機関なんて本当に名ばかりで全然機能してないわけですね。だから、本当に効果的な第三者機関のシステムというのはどうあるべきなのか。こういう4つの点について議論を深める中で日本の社会保障制度の見直しについて、より深めて制度化する必要があるんじゃないかというふうに思います。ちょっと時間をオーバーしました。以上で私の問題提起を終わります。

<全体討論>

【楠】

星加先生が言われたことと重複すると思うんですが、その前にご存じの方もおられると思いますけども、青い芝の会という脳性麻痺者のグループのリーダーをしておられた横塚さんという方が、要するに重度の障害者、脳性麻痺者にとって身体を動かすことも労働なんだ。うんこすることも呼吸することも労働だというふうなことを問題提起されたことがありましたけれども、ただやっぱりそれははたして労働というふうに言えるんだろうか。活動、あるいは価値のある人間としての活動では当然あって、それは評価されるべきだけれども、それを労働という概念の中にくらなければならないということ

には、かなり無理があるんじゃないかというふうに思うんですね。横塚さんの意図は別なところにあると思いますけれども、労働というのは何かという議論は、これはもう少し整理して掘り下げる必要があるというふうに思うんですね。

1つはやっぱり自己実現、生きがいということと関係しますけれども、やっぱり自分が活動してそれが社会的な役割を持っていて意義がある、意味があるということが1つの大きな要素ですね。それからもう1つはやっぱり、社会関係ということをもう少し掘り下げることですね。私たちは今の社会の有り様、つまり典型的な市場原理の社会とか、金のある人はどんどん儲けて、儲けられない人は切り捨てられていくというような仕組みは、やっぱり変えなきゃならないですね。それを少なくとも我々の運動というのは、基本的には目指しているんですね。目指し方はいろいろあるでしょうけども。

そうするとやっぱり、今の行政なり支配している人たちに、ダメージを与えるということですね。そういう人たちの意識とかシステムを変えさせる、そういう闘い、そういう運動に結び付けていくような労働、就労じゃないと、何か単に自己満足で仕事をしたから何千円ももらったからそれでいいんだということでは、これはやっぱり意味が非常に薄いと思いますね。そのあたりからもう少し労働、あるいは私は一般就労ととりあえず当面のテーマとして強調したいと思います。一般就労あるいは社会的共同というような、そういう切り口で就労を考える必要があるんじゃないかと思います。

【勝又】

前にそのことについてちょっとパネラーの方にご意見をうかがってからにします。すみませんね。いかがでしょう。どなたからも挙がらないんですけども、じゃあ楠さんを指名してしまいます。

【楠】

そのコスト論の話とは、またこれはかなり経済の領域には入りみ込むので非常に難しいんですけども、少なくとも障害者にとって自立ってというのは何か。これは自立支援法のテーマです。この自立とはというのは就労を一面的に強調したり、あるいはADLに特化した自立論ですよ。

もちろん我々の目指してきた自立というのはそうではないということで掲げて来たわけですけども、やっぱりここで私たちとしても自立の理念を問うていかなければならないと思うんですね。つまり、親から離れて1人で生活していたら、もう自立してるんだというふうに、わりと単純に形態論的に自立というのはとらえられる傾向があると思うんですけども、もちろんそういう自立生活の1つの形態というのは大事ですけども、どんな生き方をするのか。自分で自分の生き方、あるいは自分の生活をちゃんと選ぶための条件をつくっているか。意識をそこへ到達させているかというあたりを問わないと、形態としての自立生活で、これが自立してるんだという部分になると、逆に非常に面白い我々の運動といいますか、生活になってしまうんじゃないかということで、これがまだ大きなテーマじゃないかというふうに思います。

【楠】

今の問題について全体的に答えるだけのものはないんですけども、例えば障害者問題と高齢者問題という、いつも議論になるんですけども、いわば利害の共通性というのは、やっぱり1つあるわけですね。もう1つの切り口は、やっぱり価値観の転換という切り口がある。つまり、障害者が歳をとっていったら当然高齢になる。逆に高齢者がだんだんいろんなところに障害を持ってくる。だから、障害者の問題と高齢者の問題は共通なんだというふうに、それはやっぱりつながりがあるわけですね。

ただ、それだけ片づけると、やっぱりさっきのアファーマティブアクションですね。優先性といいますか、その問題が曖昧になってしまう側面があるんですね。やっぱり障害を理由に差別をされてきた人たちの価値っていいですか、存在というのを問い直すという切り口もないと、単に利害が重なってるんだから、障害者の問題も高齢者の問題同じというだけでは、ちょっと本質的な問いかけにならない。この2つの切り口をどんなふうに関連させていくのかということが、障害者問題の普遍化ということにも共通していくんじゃないかなというふうに考えています。

平成 19 年度 研究会開催一覧

開催日	研究会議題	講師
平成19年 5月21日(月)	第1回研究会（公開研究会） 『実態調査からみた障害者の生活状況』	
平成19年 6月25日(月)	第2回研究会 『諸外国の障害年金制度から見た日本の障害年金の課題』	百瀬 優(立教大学経済学部兼任講師・白鷗大学教育学部非常勤講師)
平成19年 7月23日(月)	第3回研究会 『障害者の所得保障と福祉施策の経済効果』	金子 能宏(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 部長)
平成19年 8月 6日(月)	第4回研究会 『障害者の生活保障と自立～理論と実証からのアプローチ』 日本社会福祉学会 自主企画シンポジウム報告について	
平成19年 9月23日(日)	日本社会福祉学会第55回全国大会 自主企画シンポジウム 大阪市立大学杉本キャンパス 『障害者の生活保障と自立～理論と実証からのアプローチ』	
平成19年 9月24日(月)	第5回研究会（関西公開研究集会） 『ひとりのための福祉・みんなのための福祉』	
平成19年10月29日(月)	第6回研究会 『一般就労する知的労働者の所得保障～知的障害者通勤調査を下がかりに～』 『都立知的障害者特別支援学校の進路指導』	大村 美保(東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程) 東京都「知的障害養護学校就業促進研究協議会」運営委員会メンバー
平成19年11月19日(月)	第7回研究会 『発達障害者の就労支援～職業リハビリテーションからみた支援の課題～』 障害者自立支援法の影響に関する事例調査の実施及び結果のとりまとめ報告	望月 葉子(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター 主任研究員)
平成19年12月10日(月)	第8回研究会 分担研究者及び研究協力者による中間報告	
平成20年 3月31日(月)	第9回研究会 分担研究者及び研究協力者による最終報告 3年間の研究事業の総括	

* 研究会の詳細については、平成 19 年度総合総括研究報告書（本報告書添付 CD 収載）を参照。

VII. 研究成果の刊行物・別刷

障害者生活実態調査：就労に関する部分について

立教大学コミュニティ福祉学部 遠山 真世
quiniug@rikkyo.ne.jp

I 回答者の就労実態

1. 調査概要

実施主体：障害者生活実態調査研究会

(主任研究者：国立社会保障・人口問題研究所 勝又幸子)

調査時期：第一回（東京都稲城市）：2005年、第二回（静岡県富士市）：2006年

調査対象：18～64歳の障害者

- ・身体障害者・知的障害者：障害者手帳保持者から無作為抽出
- ・精神障害者：生活自立支援センターや授産施設などを通じて紹介

調査内容：

- ・本人および家族の属性や障害の状況、就労の状況
- ・本人の所得や課税、支出の状況、医療の受療状況、支援費の受給状況、生活時間

回収状況：

表1 障害者生活実態調査の回収状況

	発送数	回収数	回収率
稲城市	381	94	24.7%
富士市	600	113	18.8%
合計	981	207	21.1%

2. 回答者の就労実態

分析範囲：20代～50代

性別・障害種別・障害程度・世帯類型→仕事の有無・仕事上の地位・仕事による収入

2.1 データの基本特性

表2 回答者の男女構成

	人数	%
男性	92	57.9%
女性	67	42.1%
合計	159	100.0%

表3 回答者の障害種別

	人数	%
身体障害	87	54.7%
知的障害	23	14.5%
精神障害	40	25.2%
重複障害	9	5.7%
合計	159	100.0%

表4 回答者の年齢構成

	20代	30代	40代	50代	合計
身体障害	7 8.0%	12 13.8%	27 31.0%	41 47.1%	87 100.0%
知的障害	2 8.7%	13 56.5%	6 26.1%	2 8.7%	23 100.0%
精神障害	7 17.5%	12 30.0%	12 30.0%	9 22.5%	40 100.0%
重複障害	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	9 100.0%
合計	18 11.3%	40 25.2%	48 30.2%	53 33.3%	159 100.0%

表5 回答者の障害程度

	重度	非重度	不明	手帳なし	合計
身体障害	49 56.3%	38 43.7%	0 0.0%	0 0.0%	87 100.0%
知的障害	10 43.5%	13 56.5%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%
精神障害	3 7.5%	24 60.0%	9 22.5%	4 10.0%	40 100.0%
合計	62 41.3%	75 50.0%	9 6.0%	4 2.7%	150 100.0%

* 重複障害を除く

表6 身体障害の種類

	人数	%
視覚障害	10	11.5%
聴覚・言語障害	4	4.6%
肢体不自由	47	54.0%
内部障害	21	24.1%
重複障害	2	2.3%
不詳	3	3.4%
合計	87	100.0%

表7 回答者の世帯類型

	単身世帯	生殖家族	定位家族	その他	グループホーム	合計
身体障害	12 13.8%	59 67.8%	13 14.9%	2 2.3%	1 1.1%	87 100.0%
知的障害	0 0.0%	0 0.0%	13 56.5%	2 8.7%	8 34.8%	23 100.0%
精神障害	14 35.0%	4 10.0%	20 50.0%	0 0.0%	2 5.0%	40 100.0%
重複障害	0 0.0%	1 11.1%	7 77.8%	1 11.1%	0 0.0%	9 100.0%
全体	26 16.4%	64 40.3%	53 33.3%	5 3.1%	11 6.9%	159 100.0%

2.2 仕事の有無

表8 回答者の仕事の有無

	仕事あり	仕事なし	合計
障害男性	60 65.2%	32 34.8%	92 100.0%
一般男性	89.3%	10.7%	100.0%
障害女性	33 49.3%	34 50.7%	67 100.0%
一般女性	64.9%	35.1%	100.0%
障害者	93 58.5%	66 41.5%	159 100.0%
一般	77.1%	22.9%	100.0%

* 一般:平成14年 就業構造基本調査(総務省)

表9 障害別にみた仕事の有無

	仕事あり	仕事なし	合計
身体障害	41 47.1%	46 52.9%	87 100.0%
知的障害	15 65.2%	8 34.8%	23 100.0%
精神障害	30 75.0%	10 25.0%	40 100.0%
重複障害	7 77.8%	2 22.2%	9 100.0%

表10 障害の程度別にみた仕事の有無

	仕事あり	仕事なし	合計
身体重度	16 32.7%	33 67.3%	49 100.0%
身体非重度	25 65.8%	13 34.2%	38 100.0%
知的重度	4 40.0%	6 60.0%	10 100.0%
知的非重度	11 84.6%	2 15.4%	13 100.0%
精神重度	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
精神非重度	17 70.8%	7 29.2%	24 100.0%

* 精神障害：程度不明・手帳なしを除く

表11 身体障害別にみた仕事の有無

	仕事あり	仕事なし	合計
視覚障害	2 20.0%	8 80.0%	10 100.0%
聴覚・言語障害	2 50.0%	2 50.0%	4 100.0%
肢体不自由	21 44.7%	26 55.3%	47 100.0%
内部障害	14 66.7%	7 33.3%	21 100.0%

* 不明・重複障害を除く

表12 世帯類型別にみた仕事の有無

	仕事あり	仕事なし	合計
単身世帯	13 50.0%	13 50.0%	26 100.0%
生殖家族	32 50.0%	32 50.0%	64 100.0%
定位家族	40 75.5%	13 24.5%	53 100.0%
その他の世帯	2 40.0%	3 60.0%	5 100.0%
グループホーム	6 54.5%	5 45.5%	11 100.0%

小括：一般との差、男女差、障害種別・程度による差

身体障害＝一般に近いパターン（生殖家族・男女差あり）

知的障害・精神障害＝特殊なパターン（定位家族・男女とも仕事）

2.3 仕事上の地位

表13 回答者の仕事上の地位

	自営業主	会社・団体役員	常用雇用	臨時・日雇	福祉的就労	その他	合計
障害男性	3 5.2%	3 5.2%	19 32.8%	6 10.3%	21 36.2%	6 10.3%	58 100.0%
一般男性	9.1%	6.3%	77.8%	5.2%			98.4%
障害女性	2 6.3%	1 3.1%	6 18.8%	6 18.8%	14 43.8%	3 9.4%	32 100.0%
一般女性	5.1%	2.7%	66.8%	18.9%			93.5%
障害者	5 5.6%	4 4.4%	25 27.8%	12 13.3%	35 38.9%	9 10.0%	90 100.0%
一般	7.4%	4.8%	73.2%	10.9%			96.3%

* 障害者：不明3人を除く

表14 障害別にみた仕事上の地位

	自営業主	会社・団体役員	常用雇用	臨時・日雇	福祉的就労	その他	合計
身体障害	4 10.3%	4 10.3%	21 53.8%	4 10.3%	2 5.1%	4 10.3%	39 100.0%
知的障害	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	8 53.3%	3 20.0%	15 100.0%
精神障害	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	5 17.2%	21 72.4%	2 6.9%	29 100.0%
重複障害	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	4 57.1%	0 0.0%	7 100.0%

* 不明3人を除く

表15 障害の程度別にみた仕事上の地位

	自営業主	会社・団体役員	常用雇用	臨時・日雇	福祉的就労	その他	合計
身体重度	3 20.0%	1 6.7%	7 46.7%	1 6.7%	1 6.7%	2 13.3%	15 100.0%
身体非重度	1 4.2%	3 12.5%	14 58.3%	3 12.5%	1 4.2%	2 8.3%	24 100.0%
知的重度	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	4 100.0%
知的非重度	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	5 45.5%	2 18.2%	11 100.0%
精神重度	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
精神非重度	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 18.8%	12 75.0%	1 6.3%	16 100.0%

* 精神障害：程度不明・手帳なしを除く

表16 世帯類型別にみた仕事上の地位

	自営業主	会社・団体役員	常用雇用	臨時・日雇	福祉的就労	その他	合計
単身世帯	1 8.3%	0 0.0%	3 25.0%	3 25.0%	5 41.7%	0 0.0%	12 100.0%
生殖家族	3 9.7%	3 9.7%	13 41.9%	5 16.1%	3 9.7%	4 12.9%	31 100.0%
定位家族	1 2.6%	1 2.6%	9 23.1%	3 7.7%	22 56.4%	3 7.7%	39 100.0%
その他の世帯	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%
グループホーム	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	4 66.7%	1 16.7%	6 100.0%

* 不明3人を除く

小括：障害種別による差が大きい（知的障害・精神障害＝福祉的就労）

障害種別・世帯類型・働き方に結びつき

身体男性＝生殖家族・単身世帯＝常用雇用

身体女性＝生殖家族＝常用雇用・臨時・日雇（・主婦）

知的障害＝定位家族・グループホーム＝福祉的就労

精神＝定位家族・単身世帯＝福祉的就労・臨時・日雇

2.4 仕事による収入

表17 仕事による収入

	50万円未満	50-99万円	100-199万円	200-499万円	500-999万円	1000万円以上	合計
障害男性	18 35.3%	4 7.8%	9 17.6%	14 27.5%	5 9.8%	1 2.0%	51 100.0%
一般男性	1.1%	1.9%	6.5%	48.0%	35.7%	5.7%	99%
障害女性	12 52.2%	5 21.7%	2 8.7%	3 13.0%	1 4.3%	0 0.0%	23 100.0%
一般女性	5.6%	21.5%	26.5%	37.5%	7.7%	0.4%	99%
障害者	30 40.5%	9 12.2%	11 14.9%	17 23.0%	6 8.1%	1 1.4%	74 100.0%
一般	2.9%	10.1%	14.9%	43.6%	24.0%	3.5%	99%

* 障害者：調査前年に収入があった者。一般：官公庁および法人・団体を除く

表18 障害別にみた平均収入

	平均値(万円)	人数
身体障害	308.4	37
知的障害	61.7	10
精神障害	36.1	21
重複障害	29.4	5
全体	177.2	73

* 1000万円以上の1人を除く

表19 仕事上の地位別にみた平均収入

	平均値(万円)	人数
自営業主	141.3	3
会社・団体役員	339.3	3
常用雇用	335.9	23
臨時・日雇	83.6	11
福祉的就労	11.9	19
NPO等	190.0	1
その他	236.3	4

* 1000万円以上の1人を除く

表20 障害の程度別にみた平均年収

	身体障害		知的障害		精神障害	
	平均値(万円)	人数	平均値(万円)	人数	平均値(万円)	人数
重度	279.3	12	19.7	3	6.0	2
非重度	414.9	21	79.7	7	46.6	11

* 精神障害：程度不明・手帳なしを除く

表21 仕事上の地位別にみた平均年収

	身体障害		知的障害		精神障害	
	平均値(万円)	人数	平均値(万円)	人数	平均値(万円)	人数
自営業	141.3	3	-	-	-	-
会社・団体役員	754.5	4	-	-	-	-
常用雇用	383.1	19	117.0	2	118.0	1
臨時・日雇	82.5	4	118.0	1	87.4	2
福祉的就労	-	-	12.2	5	13.5	11
その他	900.0	1	102.0	2	15.5	2

* 不明3人を除く

小括：男女差、障害種別・程度による差

福祉的就労で低収入

常用雇用で身体障害>知的・精神障害、知的・精神障害で常用雇用≒臨時・日雇

仕事上の地位よりも、障害種別の影響が大きい？

2.5 仕事をしていない人の状況

表22 「仕事なし」の内訳

	通学	家事	その他	合計
障害男性	4 12.5%	3 9.4%	25 78.1%	32 100.0%
一般男性	30.9%	3.9%	65.0%	100.0%
障害女性	0 0.0%	12 35.3%	22 64.7%	34 100.0%
一般女性	6.5%	84.3%	9.2%	100.0%
障害者	4 6.1%	15 22.7%	47 71.2%	66 100.0%
一般	12.2%	65.4%	22.3%	99.9%

* 不明2人を除く。複数回答を含む

表23 障害別にみた「仕事なし」の内訳

	通学	家事	その他	合計
身体障害	4 8.7%	13 28.3%	29 63.0%	46 100.0%
知的障害	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	8 100.0%
精神障害	0 0.0%	2 20.0%	8 80.0%	10 100.0%
重複障害	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%

* 不明2人を除く。複数回答を含む

表24 就労希望の有無

	就労希望あり	就労希望なし	不詳	合計
障害男性	17 53.1%	9 28.1%	6 18.8%	32 100.0%
一般男性	62.4%	36.8%	-	99.2%
障害女性	16 47.1%	17 50.0%	1 2.9%	34 100.0%
一般女性	52.2%	47.5%	-	99.7%
障害者	33 50.0%	26 39.4%	7 10.6%	66 100.0%
一般	54.6%	45.0%	-	99.6%

表25 障害別にみた就労希望の有無

	就労希望あり	就労希望なし	不詳	合計
身体障害	25 54.3%	14 30.4%	7 15.2%	46 100.0%
知的障害	1 12.5%	7 87.5%	0 0.0%	8 100.0%
精神障害	7 70.0%	3 30.0%	0 0.0%	10 100.0%
重複障害	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%

小括：障害種別による差が大きい

身体障害で選択の幅が広い

知的障害＝家で過ごす、精神障害＝仕事へ

2.6 まとめ

- ・障害の有無、性別、障害の種別・程度があらゆる側面で影響
一般>障害男性>障害女性、身体障害>知的・精神障害、非重度>重度
- ・障害種別により働く場・収入・世帯類型がパターン化
身体障害=常用雇用=高収入=生殖家族
知的・精神障害=福祉的就労=低収入=定位家族

II 障害の「責任モデル」?

0. はじめに

調査分析から：障害が就労にさまざまに影響し、格差をもたらす
→どう解決するか？

1. これまでの議論

障害学の成果：

- ・障害の「社会モデル」：インペアメント/ディスアビリティ
- ・労働市場の発展=障害者の排除
- ・「差別」の特定→差別禁止法

障害福祉研究の成果：

- ・諸外国の障害者雇用政策の紹介、差別禁止法の検討
→割当雇用の強化、保護雇用の実施、差別禁止法の導入

2つの主張：

差別禁止による「機会平等」/雇用保障による「結果平等」か
能力にもとづく雇用/あらゆる障害者の雇用（能力によらない雇用）か

2. 検討すべき課題

機会平等では不十分、重度障害者の問題

社会状況：能力主義、失業問題

→どこまでの障害者雇用をどのように主張できるか？

求めうる「平等」とは？

「障害」による問題とはどこまでか？なぜ問題だといえるのか？

「能力」から考えてみる

3. 障害—能力—問題

就労に関わる能力＝仕事に必要な知識や技能、生後に習得する
能力の習得：教育・訓練の機会を得る、時間を費やす・集中する…
→それに応じて能力が伸びる
→採用試験で能力を発揮する・評価される

障害者の能力の習得・評価を妨げる要因

A：教育・訓練の機会が少ない

B：なかなか能力が伸びない（時間がかかる、集中力が続かない等）

C：評価場面で配慮がなされない（→持てる能力を発揮できない、適切に評価されない）

→健常者との間に「障害」ゆえの能力差が生じる

→障害者が労働市場から排除される

→障害者の就業率が低くなる、賃金も低くなる

「障害」があるがゆえに、能力を習得・発揮できない＝A・B・C（＝障害にともなう制限）

差別禁止（機会平等）が扱う問題＝A・Cのみ、Bの問題が残される

B（習得困難）の問題を解決対象に入れるには？

4. 障害の「責任モデル」

4.1 従来の論理

・社会モデル：社会がつくり出した問題＝社会の側が解決すべき

・障害福祉：あらゆる問題＝社会が解決すべき

共通論理：障害者本人のせいではない＝社会が解決すべき

本人に責任がない問題＝社会が責任をもつべき

4.2 責任モデル？

・障害者に責任がない問題＝「障害」ゆえの問題＝A・C+Bを社会的に解決すべき

・「差別」の解消＋習得困難による問題への対応

・作業効率が低い、理解に時間がかかる、長時間は働けない、人的な支援が必要など
→雇用されない・収入が得られない・賃金が低い問題の社会的解決

・解決対象とならない問題＝個人の「努力」による問題

4.3 「責任モデル」にもとづく政策

・障害による能力低下分を加味して評価する（差別禁止で）

習得困難分を配慮した能力評価

・障害にともなう制限の程度に応じた雇用枠（割当雇用で）

例：軽度身体障害・重度身体障害・軽度知的障害・重度知的障害

- ・政府による雇用保障（保護雇用で）
ただし、就業率が健常者と同じになるまで

4.4 「責任モデル」の利点

- ・従来の「差別」に加え、重度障害者の問題も同一モデルで解決
多様な障害状況に対応できる
- ・いずれの政策を採ってもよい
解決される範囲は同じ
- ・どんな経済状況・社会状況でも実施できる

5. 新しい「平等」へ

- ・平等＝障害ゆえの問題が存在しない状態
- ・機会平等以上、結果平等未滿
- ・「責任モデル」によって実現される

200724002A
200724002B

本研究報告書には下記の CD-ROM が添付されています。

障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成 17～19 年度

